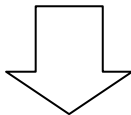


関東山地ニホンジカ広域保護管理指針（H24.3改訂）に係る対策実施体系

◆関東山地ニホンジカ広域保護管理指針

目標：対象地域内で広域一体的に保護管理を進めることにより、被害の軽減と個体群の維持を図る。
 概要：期間、目標、対策内容等についてのアウトラインを示し、広域保護管理を推進する。



問題解決に向けて実効性を高めるため、以下の実施計画を作成し、
 広域一体的に効率かつ効果的に対策を実施していく。

●広域指針中期実施計画（5か年）

（実施目標）実施項目に対応して5か年の実施目標を立てる。
 （実施項目）各目標の達成に向けた課題と具体的な対応策、その実施者を列記する。
 ※各実施目標に対する具体的な実施項目と対策の実施者を明確にする。
 （行程表）5か年の行程表を作成する。

※広域協議会や専門家の検討会における検討を経て、5年に一度作成。ただし、計画期間中においても、進捗状況等を踏まえ、適宜改正を行う。

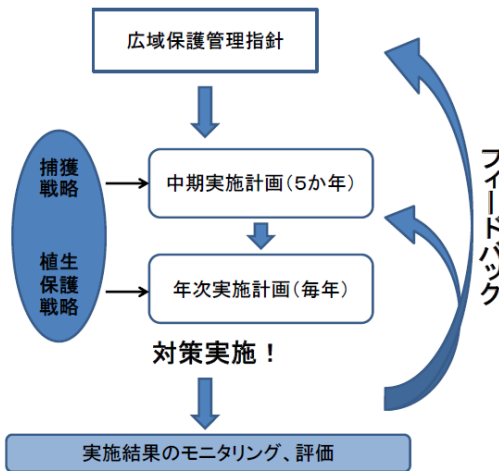


フィードバック

●広域指針実施年次計画（各年）

（実施項目）中期計画に沿って、実施者ごとに、各年の事業実施項目を挙げる。
 （実施期間）1年間の事業の実施スケジュールを作成する。

※具体的な対策の実施内容については、実施者がそれぞれ作成する特定計画や、有識者会議等の議論を踏まえ、実施者が決定する。



図：広域指針（H24.3改訂）に基づくの対策の実施イメージ

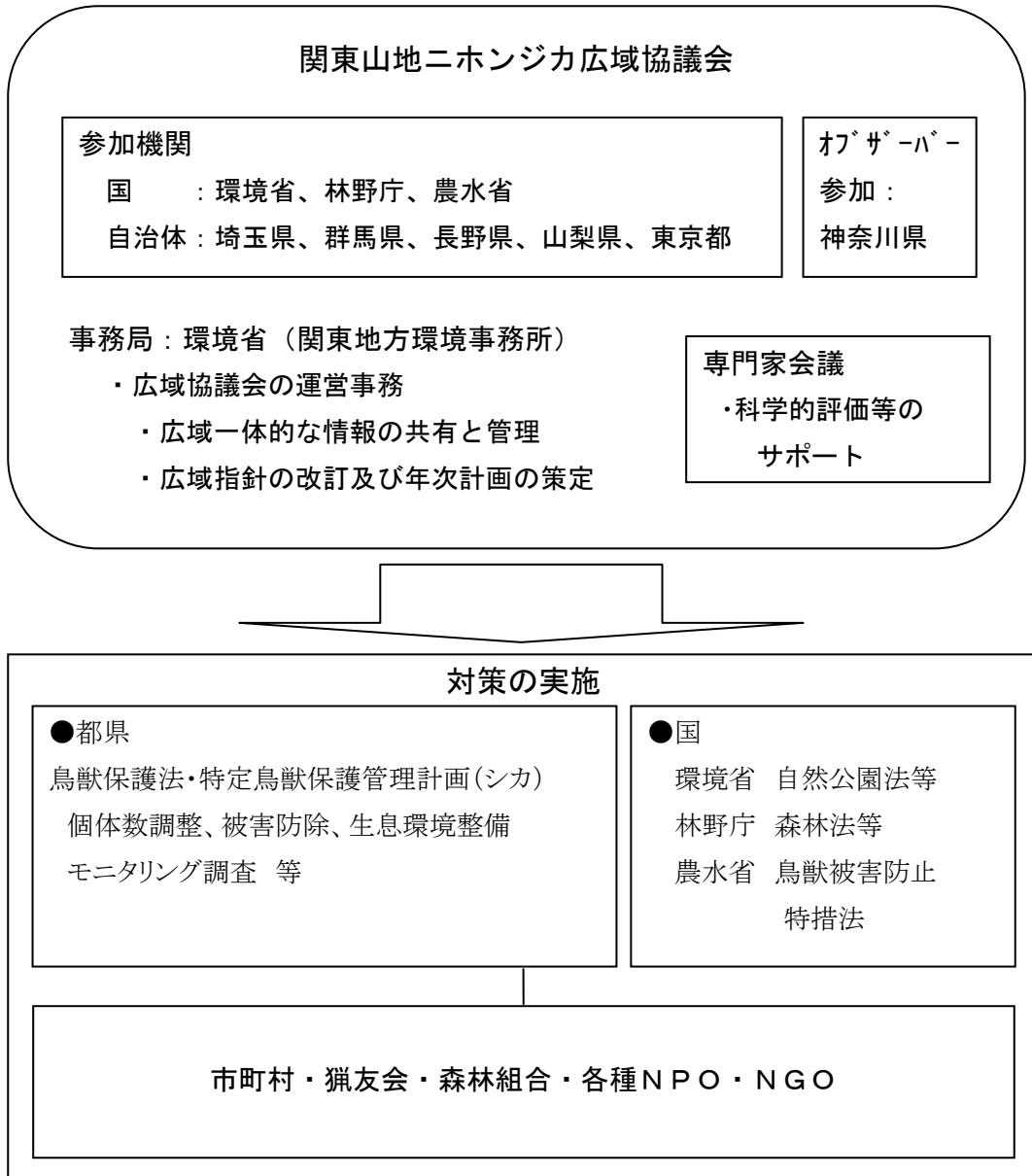


図 関東山地シカ広域協議会と対策の実行体制 (H24.10 一部変更)